

公益社団法人日本看護協会 災害見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）の会員が災害に被災した場合に際して、見舞金を贈るために必要な事項を定めることを目的とする。

(罹災見舞金)

第2条 主たる居住地において、火災、風水害、震災、その他これに類する災害によって財産に損害を受けた場合又はこれに準ずる損害を受けた場合には、次の区分に応じ、罹災見舞金を贈る。

- (1) 全焼又は全壊 20,000円
- (2) 半焼又は半壊 10,000円
- (3) 傾斜 10,000円
- (4) 床上浸水 10,000円
- (5) その他（傾斜、床上浸水と同等と認められる場合又は居住する住宅からの避難指示（屋内退避指示を含む。）を受けた場合等）
10,000円

(傷害見舞金)

第3条 会務上の事由により傷害を受け、1か月以上業務に従事することができなくなった場合には、常務理事会で協議し、50,000円を限度として傷害見舞金を贈る。

(死亡見舞金)

第4条 会務上の事由により死亡した場合には、常務理事会で死亡事由及び状況について協議し、500,000円を限度として死亡見舞金を贈る。なお、会務上以外の事由による死亡については慶弔見舞に関する規程によるものとする。

(申請書類)

第5条 前3条に掲げる見舞金を受けようとする申請者は、次の書類を添えて都道府県看護協会長を経由し、本会会長に申請しなければならない。

- (1) 罹災見舞金
被害状況調査表（別紙）及び消防署・市町村等発行の罹災証明書その他これらに準ずる書類
- (2) 傷害見舞金
医師の診断書
- (3) 死亡見舞金
医師の死亡診断書

(見舞金の変更)

第6条 見舞金の申請が事実と異なっている場合は、その都度常務理事会で協議し、見舞金を贈らないか又は金額を変更することができるものとする。

(見舞金の一括決定)

第7条 災害が広範囲又は集団的に生じた場合には、一括して常務理事会で決定する。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の承認により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和43年5月1日施行
- 1 この規程は、昭和45年5月1日改正
- 1 この規程は、昭和52年1月1日改正
- 1 この規程は、昭和55年4月1日改正
- 1 この規程は、平成3年4月1日改正
- 1 この規程は、日本看護協会定款変更の施行に改正（平成5年8月27日）
- 1 この規程は、平成11年2月6日改正、平成11年4月1日より施行する。
- 1 この規程は、平成12年5月17日改正、平成12年4月1日より施行する。
- 1 この規程は、平成15年12月1日改正
- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この規程は、平成23年6月7日から施行する。
- 1 この規程は、平成23年7月29日から施行し、各規定は平成23年3月11日以後に被災した
会員から平成23年4月1日以後に申請のあったものについて適用する。